

あなたの国民年金

パート 21



老齢基礎年金を受けるには 25年の納付期間で充分か？

■ ■ 入のKさんの相談から ■ ■

Kさん——

私は、国民年金制度が始まった時から加入してずっと納めてあるので、もうやめようと思うのですが……。

年金係

国民年金をやめたいという事は、どのような理由からですか？

Kさん——

聞くところによると、国民年金は25年納めればよいという事だから……。

年金係

25年の納付期間というのは老齢基礎年金を受けるのに必要な最低限の期間のことで、60歳まで納める事により満額の年金が受けられるようになります。

Kさん——

私は今年57歳なので、60歳までの3年間納めないとその分だけ他の人より受ける額が減ってしまいますか？

年金係

そういう事になりますね。

平成2年度の年金額で計算してみますと、60歳まで納めて65歳受給では681,300円、3年間未納に

して65歳受給では617,400円と年額で63,000円の差が出る事になります。

Kさん——

年をとってからの63,000円の差は大きいですね。

年金係

そうですね。それにもう一つ、年金額は物価スライド制ですので物価が上がれば年金額も増え、差も増えることになります。

Kさん——

私は、25年間納めれば受ける年金額は皆同じだと思っていましたが、納めた期間により受ける年金額は変わってくるのですね。

年金係

そのとおりですね。

国民年金は原則として60歳まで加入し、保険料を納める事になっています。ぜひ、60歳まで納めて満額の年金を受けるようにして下さい。

【老齢基礎年金の計算式】

$$\frac{681,300円 \times \text{納めた年数} \times 12月 + (\text{免除期間} \times \frac{1}{2})}{\text{加入可能年数} \times 12月}$$

●加入可能年数

生年月日	加入可能年数	生年月日	加入可能年数
S 5年4月2日～S 6年4月1日	29年	S 11年4月2日～S 12年4月1日	35年
S 6年4月2日～S 7年4月1日	30年	S 12年4月2日～S 13年4月1日	36年
S 7年4月2日～S 8年4月1日	31年	S 13年4月2日～S 14年4月1日	37年
S 8年4月2日～S 9年4月1日	32年	S 14年4月2日～S 15年4月1日	38年
S 9年4月2日～S 10年4月1日	33年	S 15年4月2日～S 16年4月1日	39年
S 10年4月2日～S 11年4月1日	34年	S 16年4月2日以降	40年

●65歳前繰上げ請求の支給率

60歳で受給を希望したときは、	58%支給
61歳	65% "
62歳	72% "
63歳	80% "
64歳	89% "

●問合せ—— 役場住民福祉課年金係

☎ 84 1 2 1 1 内線 1 5 5

福祉豆辞典

高齢者
情報セン
ター開
発

高齢者に対し、各種相談、福祉情報の提供を行うなか老後の生活安定を図り、併せて老人福祉の増進に寄与するため、無料で高齢者向きの職業紹介を行っています。

●所在地

千葉市千葉港4の3
社会福祉センター内
☎ 0472 45 1101

7月31日(火)は、国民年金7月分の納期です。